

税務署からの
お知らせ

11月4日(火)から税務相談は、 国税局「電話相談センター」でお受けします

電話の
しかた

税務署へ電話する
☎74-3276

自動音声案内にて
案内

案内に
従い
番号
選択
(アナウンス中でも番号の選択はできます)

1

電話相談センター

- ・税法の解釈や適用方法
- ・申告や申請の方法 などの相談

案内に従い番号選択 (アナウンス中でも番号の選択はできます)

1. 個人の所得税
事業、農業、不動産貸付業、年金、中途退職、住宅ローン控除、所得控除(医療費、配偶者、扶養、社会保険料、生命保険料、地震保険料)など
2. 相続税・贈与税、不動産や株式の譲渡 (土地・建物、株式の譲渡)
3. 法人税、源泉所得税 (年末調整)
4. 消費税、印紙税
5. その他不明の場合

2

税 務 署

- ・面接相談の予約
- ・税務署からの調査、照会、お尋ねに関する事
- ・納税に関するご相談、お問い合わせ
- ・税務署の職員に直接ご用がある方 など



お問い合わせ
佐渡税務署 総務課
☎74-3276

- ・国税に関するご相談は、まず電話にてお問い合わせください
10月24日(金)をもって、税務相談室分室は閉鎖しますので、ご注意ください。
- ・税務署でご相談を希望される場合は、事前に電話予約をお願いします
所轄税務署でのご相談を希望される方は、事前に電話予約をいただいた上で、面接相談を行っています。当日は、関係書類等をご持参ください。

ひろげよう 長寿社会へ 無事故の輪

実施期間

高齢者交通事故防止運動実施中

10月1日(水)～11月30日(日)
までの2か月間

昨年の県内での交通事故死者のうち、高齢者が占める割合は56.3%と過去最高を記録しました。
例年、日没が早まるこの時期は、夕暮れ時から夜間に高齢者事故が多発します。

【運動の重点】

● ライト上向き走行の励行と夕暮れ時の早めのライト点灯

- 夜間に対向車等がない時は、ライト「上向き走行」が基本です。
ライトをこまめに切替えて歩行者の早期発見に努める運転を心がけましょう。

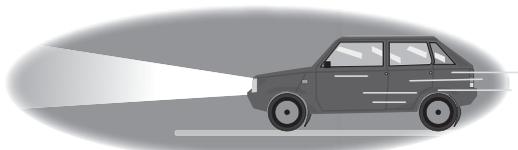
〈ヘッドライト照射距離〉 ライト上向き…約100m ライト下向き…約40m

- ドライバーは、「早めのライト点灯」で、自分が「見る」ことはもちろん、自分を「見せて」、交通事故を防止しましょう。

〈ライト点灯時間の目安〉 10月中→午後4時30分 11月中→午後4時

● 道路横断時における左右の安全確認の徹底と反射材の活用

- 平成19年中の県内で発生した高齢者の歩行中の交通死亡事故で45人の方が亡くなっています。そのうち、道路横断中が37人と最も多く、歩行中死者の約82%を占め、明るい服装の人に比べて、暗い服装の人が2倍の確率で事故当事者となっています。
- 夜間の高齢者の歩行中の交通事故死者27人中、反射材の着用者は、わずか1人でした。夕暮れ時以降に外出するときは、明るい服装を心がけるとともに、夜光反射材を身につけましょう。



夜間走行はライト上向き走行が基本



ライト点灯は早めに

お問い合わせ 市役所 防災管財課 ☎63-5135